

73

株主の皆様へ

第73期報告書

2025年2月21日～2026年2月20日

証券コード 8227



目次

事業報告	P1
連結計算書類	P15

計算書類	P17
監査報告	P19

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国の経済は、継続的な賃上げや底堅い雇用環境を背景に、緩やかな回復基調となりました。「金利のある世界」への移行が段階的に進むなか、為替は一時的な変動はあったものの総じて一定の範囲内で推移しました。原材料価格や物流費の高止まりが企業収益を圧迫する要因となりましたが、底堅い設備投資などに支えられ、実質GDPは2025年通年で1.2%のプラス成長となりました。

世界経済につきましては、米国では堅調な内需を背景に着実な成長を維持したものの、新政権の政策転換による影響が懸念される状況となりました。欧州ではインフレの沈静化に伴い緩やかに回復に向かった一方、中国では不動産市場の停滞等により厳しい状況が継続するなど、世界情勢の先行きの不透明感は依然として残る環境となりました。

1. 当連結会計年度の消費環境の概要

- ① 当連結会計年度におけるわが国の消費環境は、過去最高水準の訪日客によるインバウンド消費や、賃上げを背景とした高額品・体験型消費の活発化が見られた一方で、生活必需品の断続的な値上げが家計の負担となりました。そのため消費者の節約志向は依然として根強く、価値と価格を厳しく見極める傾向が強まったことで、衣料品販売においては厳しい環境が続きました。
- ② 天候については、記録的な猛暑が秋口まで長期化したことで夏物は好調に推移したものの、秋物や初冬物の動き出しが大幅に遅れる影響がありました。しかしながら、11月以降の気温低下により、冬物は昨年よりも早く動き出し、その後も防寒物を中心とした冬物の販売は堅調となりました。

2. 当社グループの状況

このような状況下で、当社グループは2025年度のグループ統一テーマを「ネクスト・チャレンジ 2nd『限界を改め更なる高みへ』」と掲げました。中期経営計画2027の2年目として、前年度の“当たり前を改める”を通じて明確になった課題に対し、具体的な解決策の実行と定着を図るとともに、持続的な成長に向けた経営基盤の強化に取り組みました。

3. 主力のしまむら事業

- ① **しまむら**事業では、商品力の強化として、主カプライベートブランド（以下、PB）「CLOSSHI（クロッシー）」を中心に、優れた機能性と快適な着心地を両立した商品の拡充に注力しました。具体的には、夏場の酷暑対策として吸水速乾・接触冷感機能を備えた「FIBER DRY（ファイバードライ）」、冬場の防寒需要に対応する吸湿発熱機能の「FIBER HEAT（ファイバーヒート）」といった季節の看板商品が、高い支持を得て売上を牽引しました。また、美と健康への関心の高まりを捉えた「姿勢サポートブラジャー」は、外部メディアの「ヒット番付」に選出されるなど大きな反響を呼び、機能性インナーの新たなヒット商品となりました。加えて、付加価値を高めた高価格帯PB「CLOSSHI PREMIUM（クロッシープレミアム）」や、サプライヤーとの共同開発ブランド（Joint Development Brand、以下JB）の展開を強化したことにより、一点単価は上昇しました。
- ② 販売力の強化では、気温に左右されにくい売上作りを目的とした、インフルエンサーや人気キャラクターとのコラボレーション企画を一段と拡大しました。また、ベビー・キッズ用品や寝具・インテリアといったカテゴリー別の重点フェアを実施したほか、地域対応施策を継続実施したことで、多様化する顧客ニーズを的確に捉えました。販促では、着実に増加するアプリ会員を活用したセグメント販促に加え、SNSを通じたタイムリーな情報発信を強化したことで、多様な顧客層への訴求を一段と強めました。また、季節に応じた各種イベントと連動した商品展開を継続的に実施したほか、半期に一度の「**しまむら**超サブライズセール」では限定商品の戦略的投入により過去最高の売上を更新するなど、年間を通じて高い集客力を維持しました。オンラインストアでは、利便性の高い「店舗受取サービス」の利用率が引き続き高水準で推移したことで、ECの成長に加え、実店舗への送客による「あわせ買い」の創出など、オンラインと実店舗の相乗効果が一層高まりました。
- ③ 基礎と基盤の強化では、デジタル化による店舗オペレーションの再構築として、自動釣銭機の導入拡大や床清掃ロボットの活用に加え、店内販促物のデジタル化を推進し、労働生産性の向上を図りました。店舗開発では、都市部への出店強化や店舗の再配置を進めるとともに、既存店の改装やファッションモール化を拡大することで、より買い回りしやすい店舗環境を整え、店舗収益力の向上に努めました。商品調達では、貿易部を中心としたASEAN地域での生産比率を一段と拡大させることで、原材料価格の高騰や為替変動による仕入原価の上昇を抑制しました。当連結会計年度は18店舗を開設、11店舗を閉店し、店舗数は1,423店舗となりました。また売上高は前期比4.4%増の5,196億58百万円となりました。

4. アベイル事業

アベイル事業では、商品力の強化として、JBを中心としたトレンド提案を推進するとともに、気温に左右されにくい売上作りを目的としたキャラクター商品の拡充を積極的に進めました。販売力の強化では、平日の客数増加を目的とした重点催事の開催や、SNS・販促物・店内BGM等を連動させた企画、ファッションイベントへの出展などを通じて認知度の向上を図り、幅広い客層の獲得に繋がりました。また、オンラインストアでは、JBを中心としたトレンド商品やキャラクターの限定企画の販売が好調に推移しました。

当連結会計年度は13店舗を開設、6店舗を閉店し、店舗数は323店舗となりました。

また売上高は前期比6.6%増の703億52百万円となりました。

5. バースデイ事業

バースデイ事業では、商品力の強化として、主力のPBやJBの進化に加え、最新のトレンドに合わせた新規ブランド『moi moi (モイモイ)』や『&mignon (アンドミニョン)』などの展開、ならびにキャラクター商品の拡充を積極的に進め、幅広いターゲット層の取り込みを図りました。販売力の強化では、アニバーサリーイヤーを記念した25周年企画の開催が客数の増加に大きく貢献したほか、地域特性に応じた品揃えとセグメント販促を徹底しました。また、マタニティ向けのイベントに出店し、妊婦やそのご家族に向けたブランド認知度の向上にも努めました。さらに、オンラインストアでは、インフルエンサーとのコラボレーション企画や受注生産販売の取り組みが進展し、EC売上の大幅な増加に繋がりました。

当連結会計年度は13店舗を開設、6店舗を閉店し、店舗数は343店舗となりました。

また売上高は前期比6.4%増の813億94百万円となりました。

6. シャンブル事業

シャンブル事業では、25周年企画やクリスマス企画など、顧客のニーズやモチベーションに合わせた施策を積極的に展開し、好調に推移しました。また、前年度から取り組んでいる新レイアウト型店舗の開発では、VMD（ビジュアルマーチャンダイジング）の向上を図ったことで、既存店舗の売上が伸長しました。さらに、ラインロビングとこれらの施策が相乗効果を生み、春の新生活や母の日をはじめとするギフト需要も大きく伸びました。

当連結会計年度は3店舗を開設、1店舗を閉店し、店舗数は125店舗となりました。

また売上高は前期比11.7%増の172億54百万円となりました。

7. デイバロ事業

デイバロ事業では、商品力の強化として、立ったまま履けるシューズや防水機能商品の取り扱いを拡大し、好調に推移しました。販売力の強化では、グループのオンラインストア統合に合わせて10月下旬にオンラインストアをオープンしたことでデイバロの認知度が向上し、レディースシューズを中心に売上が増加しました。さらに、ウェルネス需要を取り込む新モデル店舗の開発にも着手し、順調に推移しました。

当連結会計年度は3店舗を開設し、店舗数は19店舗となりました。

また売上高は前期比16.2%増の10億42百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の日本国内の業績は、売上高6,897億2百万円（前期比5.0%増）、営業利益608億8百万円（前期比3.5%増）、経常利益636億35百万円（前期比4.6%増）、当期純利益は444億34百万円（前期比5.6%増）となりました。

8. 思夢樂事業

台湾で事業展開する思夢樂事業は、総合衣料の専門店として、台湾のお客様にとって適時、適品、適価な品揃えを実現するために事業の再構築を進めました。商品力の強化では、日本企画のPBやJBに加え、思夢樂オリジナルのPBの拡大を進めました。販売力の強化では、インフルエンサーとのコラボレーションにより認知度が向上し、新規顧客の獲得が進みました。さらに、12月に台北でオープンした中山北路店が好調に推移しました。

当連結会計年度は2店舗を開設、1店舗を閉店し、店舗数は45店舗となりました。

また売上高は前期比10.3%増の21億4百万NT\$（103億32百万円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高7,000億34百万円（前期比5.2%増）、営業利益614億83百万円（前期比3.8%増）、経常利益636億72百万円（前期比5.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は444億60百万円（前期比6.1%増）となりました。

(商品部門別及び事業別売上高)

部門・事業	売上高 (百万円)	構成比 (%)
婦人衣料	165,902	31.9
肌着	124,408	24.0
紳士衣料	48,468	9.3
寝装具	45,994	8.9
ベビー・子供服	41,116	7.9
洋品小物	40,059	7.7
インテリア	33,920	6.5
靴	19,788	3.8
しまむら 計	519,658	74.2
アベイル	70,352	10.1
バースデイ	81,394	11.6
シャンブル	17,254	2.5
ディバロ	1,042	0.1
日本計	689,702	98.5
思夢樂	10,332	1.5
合 計	700,034	100.0

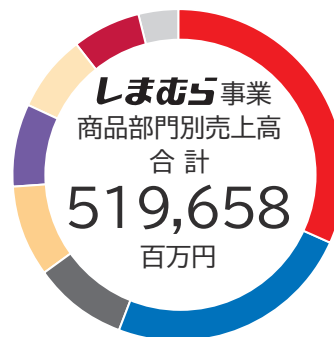
事業別売上高 (単位: 百万円) / 構成比

■ しまむら	519,658	74.2%
■ アベイル	70,352	10.1%
■ バースデイ	81,394	11.6%
■ シャンブル	17,254	2.5%
■ ディバロ	1,042	0.1%
■ 思夢樂	10,332	1.5%



しまむら 事業商品部門別売上高 (単位: 百万円) / 構成比

■ 婦人衣料	165,902	31.9%
■ 肌着	124,408	24.0%
■ 紳士衣料	48,468	9.3%
■ 寝装具	45,994	8.9%
■ ベビー・子供服	41,116	7.9%
■ 洋品小物	40,059	7.7%
■ インテリア	33,920	6.5%
■ 靴	19,788	3.8%



②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、213億80百万円であります。

1. 当連結会計年度中に完成した店舗等設備（自社物件）
144億46百万円
2. 当連結会計年度中に取得した店舗用地
37億67百万円
3. 当連結会計年度中に増加した差入保証金、その他の資産
31億66百万円

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 70 期 (2023年2月期)	第 71 期 (2024年2月期)	第 72 期 (2025年2月期)	第 73 期 当連結会計年度 (2026年2月期)
売 上 高 (百万円)	616,125	635,091	665,358	700,034
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	38,021	40,084	41,885	44,460
1株当たり当期純利益金額 (円)	172.42	181.78	189.94	202.36
総 資 産 (百万円)	502,552	533,807	567,144	554,667
純 資 産 (百万円)	440,048	471,408	500,976	488,545
1株当たり純資産額 (円)	1,995.66	2,137.87	2,271.88	2,353.09

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第70期連結会計年度から適用しており、第70期連結会計年度以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 当社は、2024年2月21日付で普通株式1株につき2株の割合、2026年2月21日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第70期(2023年2月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益金額」「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
思 夢 樂 股 份 有 限 公 司	100百万NT\$	100.0%	衣料品の販売

(4) 対処すべき課題

わが国の今後の経済状況は、米国政権の政策に伴う不確実性や中東情勢の緊迫化など地政学的リスクが残るものの、2026年の賃上げ率は前年に続き高い水準が期待されており、所得環境の改善が進むとみられます。一方で、エネルギーや食料品価格の高騰による物価高が、引き続き個人消費の負担となることが懸念されております。小売業を取り巻く環境は、賃金上昇を背景に消費者の購買意欲の回復が期待される一方、生活必需品に対する節約志向は依然として根強く、価値と価格のバランスが取れた商品のご提案がより一層重要になることが予測されております。また、サステナブル商品への関心の高まりや、実店舗とECを融合したオムニチャネル施策の加

速など、変化への迅速な対応が求められております。

このような状況下において、2027年2月期は「中期経営計画2027」の最終年度にあたります。基本方針「ネクスト・チャレンジ(成長への挑戦)」のもと、社員全員の創意工夫により、既存店業績の伸長と積極的な出店を推進します。これにより、効率的な運営を通じた収益性の向上を図り、中期経営計画2027の目標である連結売上高7,291億円、営業利益率9.2%の達成を目指します。

【長期経営計画2030】

当社グループでは、長期的かつ持続的な成長を実現するために、2030年2月期に向けた成長戦略として「長期経営計画2030」を策定しています。長期ビジョンのテーマを「日々の暮らしにワクワクを」とし、既存店事業の伸長と積極的な出店を通じて商圏シェアを拡大し、地域のお客様に対して“ワクワク”する商品とサービスを提供することで、日々の暮らしに楽しさをお届けします。「長期経営計画2030」の骨子は以下のとおりです。

- ①成長戦略では、事業ポートフォリオの再構築、既存店売上の伸長、新規出店の強化と既存店改装の推進、EC事業の拡大、新たな海外展開を含む新規事業の研究を進めます。
- ②基礎と基盤の強化では、労働力不足への対応や人事労務制度の見直しを進め、教育体系も改善します。また、デジタル化の推進により業務効率を向上させ、物流網の再構築では新規商品センターおよびECセンターの設置を進めます。
- ③資本政策では、店舗・商品センターや人的資本への成長投資を継続し、長期的・安定的な株主還元と適正な規模の内部留保を維持します。
- ④ESG活動では、プラスチックごみの削減や環境に配慮したサステナブル商品の開発を推進し、サプライチェーンにおける環境・人権への配慮も強化します。また、社員のダイバーシティ推進とガバナンス体制のさらなる強化も図ります。

【2026年度経営計画】

2026年度のグループ統一テーマは、“ネクスト・チャレンジ3rd『進化する挑戦』”とし、これまでの取り組みを単なる繰り返しに終わらせるのではなく、挑戦自体をより大きく、より価値のあるものに成長させていくこととしました。

- ①商品力の強化
商品力の強化では、自社ブランド(PB)の進化とヒット商品の開発、さらには挑戦的な企画商品の創出により、ブランド力の継続的な成長を図ります。また、従来の枠を超えたラインロピングへの挑戦によって新たな顧客層の獲得を推進するとともに、データ分析を一層深化させることで、新規商品の創出と最適な商品構成を実現し、多様化する顧客ニーズに的確に応えていきます。
- ②販売力の強化
販売力の強化では、革新的な販促手法と最先端デジタル技術の導入に挑戦し、インプロ(インスタプロモーション)のデジタル活用やVMD(ビジュアルマーチャндаイジング)のさらなる進化を推進します。
あわせて、顧客データの活用により売場や販促の抜本的な見直しを図るとともに、店舗や地域の特性に応じた最適な商品・売場展開を深化させます。さらに、接客技術の向上を通じて新たな購買体験を創造することで、お客様のストアロイヤリティを一段と向上させていきます。
- ③基礎と基盤の強化
基礎と基盤の強化では、新たなデジタル技術への挑戦により店舗及び本社オペレーションの効率化を徹底するとともに、多様化する顧客ニーズに応えるべくECサイトのさらなる進化を推進します。出店戦略では、都市部への出店やリロケーション、ファッションモール化を拡大し、あわせて新規事業や海外事業への挑戦を加速させます。また、単なるリスクヘッジに留まらない、競争優位性と持続可能性を兼ね備えたサプライチェーンを構築し、本業を通じた「しまむら流ESG」を推進します。さらに、人材戦略を進化させることで、働きやすく働きたいのある【いい会社】を実現し、持続的な成長を支える強固な経営基盤を構築します。

1. 主力のしまむら事業

20代から60代の女性とその家族をターゲットとするしまむら事業では、お客様が気軽に楽しく選べる品揃えと売場の進化を目指します。商品力の強化では、天候や気温に左右されにくい企画の強化や、従来の発想を脱却したPB開発によるヒット商品の創出、商品グレードの向上を推進します。あわせて、ASEAN生産の拡大や貿易部仕入れの強化といった調達方法の進化に加え、サステナブル商品の拡充や酷暑への対応を徹底します。販売力の強化では、PB・JB・キャラクター・モチベーション売場の進化を図るとともに、EC企画のさらなる充実を推進します。

2026年度は、25店舗の開店と18店舗の閉店を予定し、年度末には1,430店舗とする予定です。

2. アベイル事業

10代から40代の男女をターゲットとするアベイル事業では、ファンの拡大による客数向上を目指し、トレンドからベーシック、キャラクターまで幅広く旬な品揃えを提供するために、商品力と販売力の更なる強化を図ります。商品力の強化では、キャラクター商品展開の進化やライフスタイルの多様化に合わせた新規カテゴリの展開を推進します。あわせて、トレンドに対応する短サイクル生産やベーシックの品質向上を支える生産背景を構築することで、話題性のある商品をいち早く品揃えするとともに商品グレードの向上を図ります。販売力の強化では、話題性と拡散力がある催事の定型化や、店舗特性に合わせた品揃え・売場の最適化を図るとともに、新規の陳列標準によるVMD(ビジュアルマーチャндаイジング)の向上やECを活用した新規施策を促進します。

2026年度は、15店舗の開店と9店舗の閉店を予定し、年度末には329店舗とする予定です。

3. バースデイ事業

「ベビー・子供用品の総合専門店」として国内No.1を目指すため、商品力と販売力の更なる進化による既存店売上の向上を図ります。商品力の強化では、お客様に喜ばれるJBの展開や、成育・時短といった世相を反映したPB開発、出産育児用品の構成見直しを推進します。あわせて、サステナブル商品の拡大や、ASEANでのQR(クイックレスポンス)対応可能な生産背景の確保、グループのスケールメリットを活かした共同調達など、調達方法の進化に取り組みます。販売力の強化では、気温・天候に左右されにくい企画の展開や、商品特長を的確に伝える陳列演出・販促方法の改善により売場提案力を高めるとともに、受注生産の仕組み化によるEC売上の拡大を進めます。

2026年度は、9店舗の開店と6店舗の閉店を予定し、年度末には346店舗とする予定です。

4. シャンプル事業

10代から60代の女性をターゲットとした「雑貨&ファッション」の専門店である**サンプル**は、日々の暮らしを彩るライフスタイルを提案するために、多様なニーズに応える商品の拡充と、魅力的な売場演出を図ります。商品力の強化では、商品・サイズ・年代の枠を広げるラインロビングの強化や、インフルエンサーコラボを含む既存JBの進化を推進します。あわせて、機能性商品の拡充や貿易部の活用による品質向上と値入れ改善に取り組み、商品力と収益性の向上を両立させます。販売力の強化では、季節イベントに合わせたチラシ本数の拡大やギフト好適品のバリエーション拡充、VMD(ビジュアルマーチャンダイジング)技術の進化による買上点数向上を目指すとともに、多角的なECフェアの実施によりEC売上の更なる強化を進めます。

2026年度は、11店舗の開店と3店舗の閉店を予定し、年度末には133店舗とする予定です。

5. デイバロ事業

20代から60代の女性とその家族をターゲットとした「靴とファッショングッズの専門店」である**デイバロ**は、日常生活で履けるちょうどいい靴を提供します。商品力の強化では、疲れにくさや、フィット感などの機能性を高めた品揃えを追求します。販売力の強化では、「買いやすさ・選びやすさ」を追求したストレスフリーな売場と、陳列・演出力を高めた「ワクワクする売場」を構築します。また、足型計測に基づく商品レコメンドや顧客の悩みを解決する接客技術を向上させるとともに、インフルエンサー企画の創出、体験型サービスの提供を通じて、ストアロイヤリティの向上と新規顧客の獲得を図ります。EC販売の強化では、顧客データを活用したデジタル販促を強化し、実店舗との相乗効果を高めます。

2026年度は、開閉店の予定はなく、年度末には19店舗とする予定です。

6. 思夢楽事業

台湾全域で店舗を展開する**思夢楽**は、20代から60代の女性とその家族をターゲットとした総合衣料の専門店として、「高感度・高品質・低価格×日本」というブランドの認知度向上を図ります。商品力の強化では、日本商品を中心としたオリジナル商品の拡大やラインロビングによる新規顧客の獲得を推進します。販売力の強化では、インフルエンサーや中山北路店、ポップアップ店舗の活用によりブランド知名度を高めるとともに、大都市や地方中核都市での出店を拡大します。あわせて、自社ECの取扱商品拡大と店舗受取りサービスの開始により、利便性を向上させます。

2026年度は、5店舗の開店と2店舗の閉店を予定し、年度末には48店舗とする予定です。

以上により、2026年度はグループ全体で65店舗の新規出店と38店舗の閉店を予定し、年度末には2,305店舗とする予定です。2026年度の業績の見通しにつきましては、株式会社**しまむら**単体では売上高7,179億円(前期比4.1%増)、営業利益663億円(前期比9.0%増)、経常利益684億円(前期比7.5%増)、当期純利益470億円(前期比5.8%増)を見込んでおります。また、海外を含む連結の業績は売上高7,291億円(前期比4.2%増)、営業利益668億円(前期比8.7%増)、経常利益688億円(前期比8.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益473億円(前期比6.4%増)を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容(2026年2月20日現在)

当社の企業集団(当社及び当社子会社)は、株式会社**しまむら**(当社)、及び子会社1社で構成され、衣料品を主としたソフトグッズの販売を行うチェーンストア群としての事業展開をしております。当社の事業に係わる位置づけは、次のとおりであります。

①株式会社**しまむら**は、基幹である「**ファミリーセンター しまむら**」を主として次の事業の店舗展開をしております。

・「**ファミリーセンター しまむら**」は20代から60代の女性とその家族をターゲットとし、最新のトレンドファッションから、家族みんなが日常生活で使用する実用衣料・寝具・インテリアまで取り扱う総合衣料品店です。

「きっと見つかる、みんなワクワク。」をコンセプトに、一人ひとりのお客様に寄り添った、「毎日の暮らしが楽しくワクワクする」豊富な品揃えを、良質低価格の「**しまむら安心価格**」で提供する事業を展開しています。

・「**アペイル**」は10代から40代をターゲットとし、レディース・メンズ衣料とシューズ・服飾雑貨をトータルコーディネートできるヤングカジュアルの専門店です。「今を着る」をコンセプトに、幅広いテイストのファッションを、最新トレンドからベーシックまでリーズナブルに提供する事業を展開しています。

- ・「**バースデイ**」は出産から育児、小学校までのあらゆるシーンに対応した、幅広い商品を提供するベビー・子供用品の専門店です。**バースデイ**にしかないオリジナル商品を衣料品から雑貨、大物育児用品まで幅広く取り扱い、こだわりをもった商品を「高感度・高品質・高機能」で提供する事業を展開しています。
 - ・「**シャンブル**」は10代から60代の女性をターゲットとし、「日々の暮らしに癒しと幸せをお届けする」をコンセプトとした雑貨と婦人ファッションの専門店です。雑貨・インテリア・衣料品・服飾雑貨などの幅広い品揃えでライフスタイルを提案する事業を展開しています。
 - ・「**ディバロ**」は20代から60代の女性とその家族をターゲットとし、「いつもの毎日に、ちょうどいい靴」をコンセプトとした靴とファッショングッズの専門店です。靴を中心に婦人から紳士、子供まで幅広く取り扱い、家族での買い物環境を提供する事業を展開しています。
- ② 思夢楽股份有限公司は、台湾において「**Jonathan's しまむら**」と同様の衣料品を販売する事業を展開しています。

(6) 主要な事業所及び店舗 (2026年2月20日現在)

①店舗数の状況

事業部門	前期末店舗数	当期出店数	当期退店数	当期末店舗数
Jonathan's しまむら	1,416店	18店	11店	1,423店
アベイル	316	13	6	323
バースデイ	336	13	6	343
シャンブル	123	3	1	125
ディバロ	16	3	0	19
思夢楽	44	2	1	45
合 計	2,251	52	25	2,278

②商品センターの状況

盛岡 商品センター	岩手県八幡平市大更第一地割203番1号
名取 商品センター	宮城県名取市愛島台7丁目101番37号
東松山 商品センター (ECセンター併設)	埼玉県東松山市坂東山4番地
桶川 商品センター	埼玉県桶川市赤堀2丁目3番1号
秦野 商品センター	神奈川県秦野市堀山下88番15号
関ヶ原 商品センター	岐阜県不破郡垂井町松島745番7号
犬山 商品センター	愛知県犬山市羽黒字徳間屋敷1番
神戸 商品センター	兵庫県神戸市西区見津が丘3丁目14番
岡山 商品センター	岡山県倉敷市広江8丁目3番1号
北九州 商品センター	福岡県北九州市門司区新門司北1丁目11番7号

(7) 従業員の状況 (2026年2月20日現在)

①主要な事業所及び店舗の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
国 内	20,810名	+915名
海 外	479	+28
合 計	21,289	+943

(注) 上記従業員数には定時社員（パートタイマー）及び嘱託社員の17,896名を含みます。

②当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	20,810名	+915名	42.2歳	9.7年

(注) 上記従業員数には定時社員（パートタイマー）及び嘱託社員の17,896名を含みます。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年2月20日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 当社が発行する株式の状況（2026年2月20日現在）

- ①発行可能株式総数 240,000,000株
 ②発行済株式の総数 73,826,598株
 ③株主数 25,102名
 ④大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社島村企画	11,523千株	16.7%
株式会社島村興産	6,740	9.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,566	9.5
株式会社クリエイティブライフ	4,740	6.9
株式会社しまむら	4,620	—
株式会社日本カस्टディ銀行（信託口）	4,511	6.5
JP MORGAN CHASE BANK 380055	2,061	3.0
藤原 秀次郎	1,362	2.0
J.P. MORGAN SECURITIES PLC	1,245	1.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,201	1.7

（注）持株比率は自己株式4,620,547株を控除して計算しております。

〈ご参考〉

当社が保有する株式に関する事項（2026年2月20日現在）

1. 当社の政策保有に関する方針
 当社は、持続的な成長に向けて、企業提携、重要な取引先との取引関係の構築・維持その他事業上の必要性がある場合は、取締役会の判断において株式を保有します。
 全ての政策保有株式について、個別にその保有目的の合理性及び経済的な合理性を取締役会において毎年確認しており、その内容は、保有目的、取引状況、直近の業績、今後の取引の見通しの確認、保有目的がなくなった場合の売却検討です。
2. 当社の政策保有株式の議決権行使の基準
 当社は、政策保有株式の議決権行使に関して、政策保有株式の発行会社の企業価値向上、ひいては当社の企業価値向上に資する提案であるか否かの観点から総務部担当執行役員が議案を検討し、適切に対応します。
 対応の結果については、取締役会に報告します。
3. 当社の株式を保有している企業から株式売却の意向が示された場合には、その売却を妨げません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年2月20日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長執行役員	鈴木 誠	思夢樂股份有限公司 董事
代表取締役 社長執行役員	高橋 維一郎	思夢樂股份有限公司 董事
取締役 上席執行役員	中平 貴士	しまむら 商品・販売企画・広告宣伝・市場調査部統括
取締 執行役員	辻口 芳輝	広報室・経営企画室統括
取締 執行役員	上田 肇	アベイル事業担当
取締 役	松井 珠江	株式会社松井オフィス 取締役副社長
取締 役	鈴木 豊	
取締 役	室久保 貞一	埼玉経済同友会 シニアアドバイザー（非常勤） 大栄不動産株式会社 顧問 ポーライト株式会社 監査役（非常勤）
常勤 監査役	佐藤 政明	思夢樂股份有限公司 監察人
監 査 役	島村 裕之	株式会社島村興産 代表取締役社長 株式会社島村企画 監査役 株式会社クリエイティブライフ 取締役
監 査 役	堀之北 重久	公認会計士堀之北重久事務所代表 三洋工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社東陽テクニカ 社外監査役
監 査 役	高月 禎一	株式会社FOOD&LIFE COMPANIES 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役松井珠江、鈴木豊、室久保貞一の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役堀之北重久、高月禎一の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役堀之北重久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役高月禎一氏は、他企業での経理・会計等に関する業務経験や取締役監査等委員としての経験と高い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役松井珠江氏、鈴木豊氏、室久保貞一氏、監査役堀之北重久氏、高月禎一氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
藤原 秀次郎	2025年5月16日	任期満了	取締役相談役

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は2021年3月1日開催の取締役会において、取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容及び決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会での答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

□. 役員報酬の基本方針

- a. 業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値を共有するものとします。
- b. 役員の役割及び職責に相応しい水準とします。
- c. 社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ることで、公正性・透明性・客観性を確保します。

Ⅷ. 役員報酬体系と報酬決定手続き

a. 取締役の報酬

基本報酬のみとし、株主総会で承認された総額の範囲内で、妥当な基準を社長が起案し、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定します。

b. 監査役の報酬

基本報酬のみとし、株主総会で承認された総額の範囲内で、妥当な基準をもって監査役の協議により決定します。

④当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額		対象となる役員の員数
	基本報酬 (金銭)		
取締役 (うち社外取締役)	148百万円 (37)		9名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	42百万円 (14)		4名 (2)
合 計 (うち社外役員)	190百万円 (51)		13名 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年5月14日開催の第62期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は6名(うち社外取締役は2名)となります。
監査役報酬限度額は、2008年5月16日開催の第55期定時株主総会において年額94百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は4名(うち社外監査役は2名)となります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松井珠江氏の兼職先と当社の取引関係はありません。
- ・取締役室久保貞一氏の兼職先と当社の取引関係はありません。
- ・監査役堀之北重久氏の兼職先と当社の取引関係はありません。
- ・監査役高月禎一氏の兼職先と当社の取引関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会、監査役会、指名・報酬委員会及び経営計画策定委員会への出席状況

区 分	取締役会 (17回開催)		監査役会 (18回開催)		指名・報酬委員会 (5回開催)		経営計画策定委員会 (6回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 松 井 珠 江	17回	100.0%	—	—	5回	100.0%	6回	100.0%
取締役 鈴 木 豊	17	100.0	—	—	5	100.0	6	100.0
取締役 室久保 貞 一	17	100.0	—	—	5	100.0	6	100.0
監査役 堀之北 重 久	17	100.0	18回	100.0%	—	—	—	—
監査役 高 月 禎 一	17	100.0	18	100.0	—	—	—	—

b. 取締役会及び監査役会での発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会において、取締役松井珠江氏は、長期にわたり小売業の人事政策、福利厚生、社会・環境サステナビリティ

ティ分野で活躍された豊富な知識と幅広い見識を有しており、当社の人事政策面においてその経験に基づき、適宜適切な発言を行っております。取締役鈴木豊氏は、企業経営者として培われた豊富な知識と幅広い見識に基づき、適宜適切な発言を行っております。取締役室久保貞一氏は、金融機関での長きにわたる経験に基づく財務・会計に関する深い知識に加え、埼玉経済同友会 専務理事等を歴任され、企業経営に関して深い見識を有しており、社外の独立した視点からその経験に基づく助言・提言を行っております。

また、各氏とも指名・報酬委員、経営計画策定委員として当社の役員候補者案や役員報酬案等の決定、長期・中期経営計画及び年度経営計画の策定に対し、客観的・中立的立場で関与し、適切な役割を果たしております。

取締役会及び監査役会において、監査役堀之北重久氏は、監査体制の強化に関する助言・発言を行っており、監査役高月禎一氏は、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っております。

八、責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

①名 称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

(注) 1. 当監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役は、経営理念を基に、全社横断的にコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため、社内規程を適切に整備します。

取締役・執行役員は、「コンプライアンス規程」を率先垂範するとともに、社内規程を社員に周知し、法令・定款・社内規程の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。

・監査役は、内部統制システムの構築・運用の状況及び取締役・執行役員の業務執行状況を監査します。

・監査室（内部監査部門）は、内部統制システムの構築・運用の状況について、内部監査を実施します。

・法令違反行為及びハラスメント行為を含む就業規則違反等について、社員等が通報する手段として内部通報窓口を設置します。

労務サポート部担当執行役員及び法務室は、「公益通報者保護規程」を基に通報者が不利益を受けないよう、またその内部通報が適切に処理でき、さらに全社的に再発防止につながるよう、適正な制度の確立と運用を進めます。

・財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各部門の責任者から、定期的に確認書等の提出を求めます。

・反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応します。

また、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のあると思われる企業、団体とはいかなる取引も行いません。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理に関する体制

- ・議事録・決裁書等の取締役の職務執行に係る情報は、「書類管理規程」に基づき適正に保存管理します。
- ・また、これらの文書は取締役・監査役が常時閲覧できる体制を整備します。
- ・情報資産の保護・管理について、「情報セキュリティ規程」「個人情報保護規程」を制定し、情報セキュリティ体制を整備します。
- ・情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ遵守状況の確認、問題の調査・改善、教育・啓発活動を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、「リスク管理規程」及びリスク管理の基本方針を決定し、リスクの未然防止と有事に適切な対応ができる体制を整備します。
- ・執行役員は、取締役会が決定したリスク管理の基本方針に基づき、担当事業に関するリスク管理体制の整備・運用・評価を行います。また、リスク管理の状況及び新たに生じたリスクとその対応について、取締役会または経営会議へ報告します。
- ・各部署は、担当する業務におけるリスク管理を適切に実施します。
- ・新たに生じたリスクに対しては、社長が速やかに責任執行役員を定め、必要な対応をします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を月1回以上開催し、迅速な意思決定と重要事項の決定、取締役の業務執行状況の報告を行います。
- ・取締役は、職務分掌や職務権限規程を定期的に検証します。
- ・監査役は、取締役会に出席し、取締役が効率的に業務を執行しているか監視し検証します。
- ・経営効率と運営スピードを向上させるため、執行役員によるグループ経営会議を原則週1回開催します。

⑤当社と関連するグループ集団での業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の役員・社員が、職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備します。
- ・子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制を整備します。
- ・子会社の役員・社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。
- ・子会社の役員・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備します。
- ・当社の監査役及び監査室は、定期的子会社の監査を実施します。

⑥監査役を補助すべき従業員及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査室は、監査役の要請に応じてその業務を補助します。
- ・監査室の人事異動は、人材開発部長と監査役の事前協議のうえ決定します。
- ・取締役・執行役員・社員は、監査役による監査、監査室による監査に適正に対処し、一切不当な制約をしていません。
- ・監査役による監査を支援中の社員の指揮命令権は、監査役にあります。

⑦監査役への報告に関する体制

- ・取締役・執行役員・社員が監査役に報告するための体制を整備します。
- ・子会社の役員・社員から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備します。
- ・監査室長は、内部監査の結果を定期的に監査役会へ報告します。
- ・労務サポート部担当執行役員及び法務室長は、公益通報制度の運用状況・通報内容等を定期的に監査役会へ報告します。
- ・監査役への報告を行った役員・社員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ集団の役員・社員に周知徹底します。

⑧その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会その他必要と認める重要な会議に出席します。
- ・監査役は、主要な稟議書・報告書を閲覧し、必要に応じて取締役・執行役員・社員に説明を求めることができます。
- ・監査役は、代表取締役・会計監査人・監査室と定期的に情報交換を行い、連携を図ります。
- ・監査役が職務の執行のための費用等を請求したときは、社内規程に基づき当該請求が監査役の職務の執行に必要ないと証明した場合を除き、速やかにこれに応じます。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

内部統制システムの整備及び運用状況について監査役及び監査室が継続的に確認、調査しており、その結果は、社長あるいは該当部署の担当執行役員へ報告しております。なお調査の結果、判明した問題点は、社長あるいは該当部署の担当執行役員へ是正措置を求め、内部統制システムの運用に努めております。

主な運用状況は次のとおりであります。

① **コンプライアンス、リスク管理体制**

取締役・執行役員及び全社員対象の行動指針として「社員としての基本的な考え方」、「就業規則」、「会社法による取締役、執行役員及び従業員への業務監査の規程」、「コンプライアンス規程」等を定め、法令違反、不正行為等の早期発見及びそれらが未然に防止される体制を整備しております。また、「公益通報者保護規程」に基づき、直ちに法務室へ報告される体制を整備しており、調査結果は、労務サポート部担当執行役員が経営会議、または取締役会へ報告しております。また、情報資産を外部的脅威から保護することを経営上の最重要課題として位置づけ、「情報セキュリティ規程」を定め、全社員が「情報セキュリティ基本方針」の遵守に努めます。情報セキュリティを維持管理するために、システム部担当執行役員が委員長を務める「情報セキュリティ委員会」を設置しています。

当社グループは、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ「リスク管理規程」を定め、持続的な事業展開による企業価値の向上と人命・財産の保護を目的に、リスクの未然防止と低減に取り組めます。

② **取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制**

取締役会を月1回以上開催する他、執行役員による経営会議を原則毎週行うことにより、業務執行の効率的な管理、監督及び情報の共有に繋げ、業務執行に関する重要事項の多面的な検討による意思決定を行いました。

③ **監査役管理体制**

取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、担当部署からの報告を受け、重要情報及び問題点を共有することで監査の実効性向上を図っております。また監査役は、会計監査人、監査室など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、当社の内部統制システム全般をモニタリングし、より効率的な運用について助言を行っております。

④ **当社と関連するグループ集団での業務の適正を確保するための体制**

子会社の役員・社員が、職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制と子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制を整備します。また、子会社の役員・社員の執行が効率的に法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備します。

当社の監査役及び監査室は、定期的に子会社の監査を実施しています。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業の発展を通じて株主の皆様のご支援にお応えするために、適切な配当を安定的に行い、また、企業体質の強化と事業基盤の拡大のために投資を続けることを利益配分の基本と考えております。

チェーンストアの経営においては、標準化された時代に合ったレベルの高い店舗を密度濃く展開するための事業基盤の強化が最大の経営戦略であり、このために内部留保を効率的に再投資することは特に重要です。

これは主に積極的な新店への店舗建設費と高いレベルの店舗への改装費用とともに物流システム、情報システムの改革などへの投資が基本となりますが、当社はキャッシュ・フローを重視した適切な経営によって、高い生産性と適正な企業業績を維持することを通じ、単体の配当性向35.0%、DOE3.0%程度を目安として株主各位のご支援にお応えする所存です。

(8) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、社員、お客様、取引先、株主、社会などの様々なステークホルダーに対して公正・公平に対応することが事業の基本だと考えています。

当社を取り巻くどのステークホルダーに対しても信用・信頼を一層高めることが事業の継続発展には必要で、そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が重要だと認識しています。

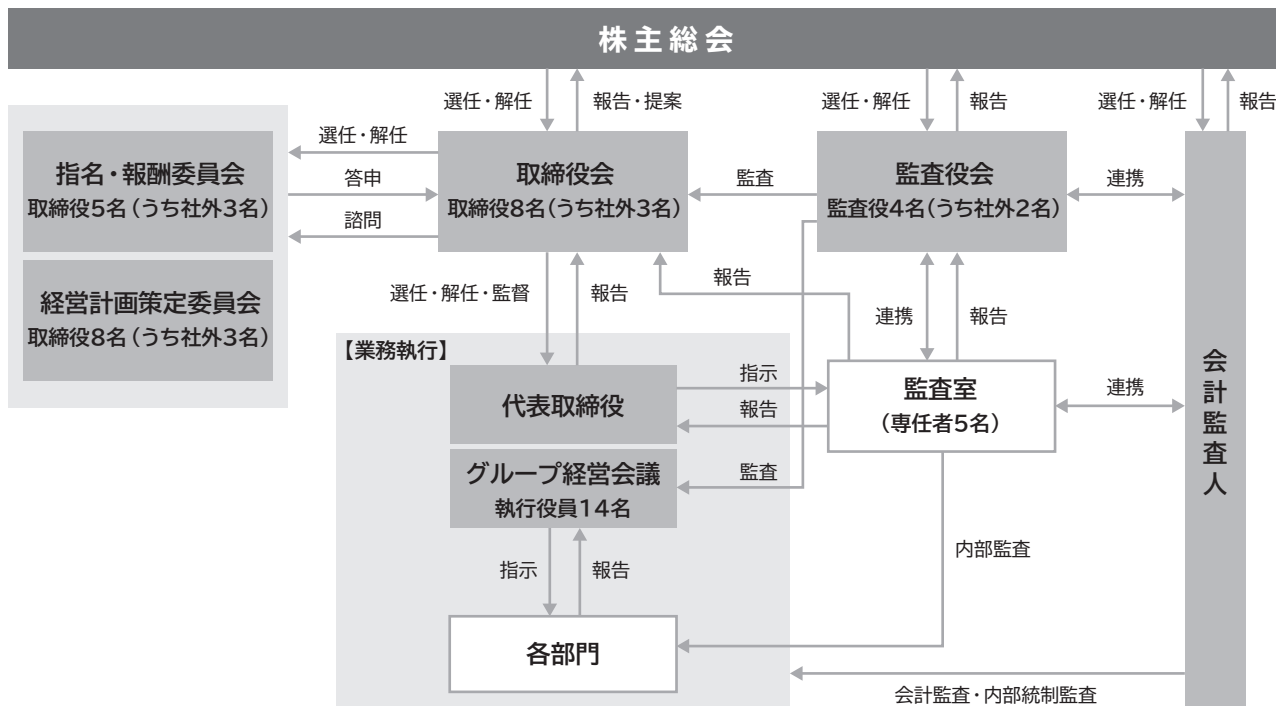
そのうえで、当社が築いてきた小売業界における独自の事業モデルを発展・拡大させ、経営の効率性や収益性を一層高めるため、高い業務・運営知識を備えた取締役が、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針を決定し、企業価値を高め、全ての利害関係者共同の利益に貢献すべきと考えています。

〈ご参考〉コーポレートガバナンスの体制（2026年2月20日現在）

組織形態	監査役会設置会社
取締役会議長	代表取締役 社長執行役員 高橋 維一郎
取締役人数	8名（うち社外取締役3名、うち女性取締役1名）
監査役人数	4名（うち社外監査役2名）
指名・報酬委員人数	取締役5名（うち社外取締役3名、うち女性取締役1名）
経営計画策定委員人数	取締役8名（うち社外取締役3名、うち女性取締役1名）
取締役会開催	月1回以上
グループ経営会議開催（※）	原則週1回
監査役会開催	月1回以上
独立役員	社外取締役3名、社外監査役2名
会計監査人	有限責任あずさ監査法人

※経営効率と運営スピードを向上させるため、執行役員によるグループ経営会議を開催しています。

◆体制図



最新の詳細については、当社ホームページIR情報より、コーポレートガバナンス報告書を参照ください。
<https://www.shimamura.gr.jp/ir/governance/>



連結計算書類

連結貸借対照表(2026年2月20日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	321,887	流動負債	56,806
現金及び預金	89,185	買掛金	25,696
売掛金	15,000	未払法人税等	10,259
有価証券	153,183	賞与引当金	3,922
商品	60,923	その他	16,928
その他	3,595	固定負債	9,315
固定資産	232,779	定時社員退職功労引当金	1,403
有形固定資産	157,704	役員退職慰労引当金	8
建物及び構築物	97,171	執行役員退職慰労引当金	379
機械装置及び運搬具	482	退職給付に係る負債	268
器具及び備品	1,988	資産除去債務	6,811
土地	55,040	その他	443
建設仮勘定	3,021	負債合計	66,121
無形固定資産	1,879	純資産の部	
借地権	1,024	株主資本	479,749
ソフトウェア	613	資本金	17,086
ソフトウェア仮勘定	240	資本剰余金	18,692
投資その他の資産	73,195	利益剰余金	491,054
投資有価証券	55,677	自己株式	△47,084
差入保証金	14,776	その他の包括利益累計額	8,796
繰延税金資産	2,367	その他有価証券評価差額金	8,067
その他	383	繰延ヘッジ損益	26
貸倒引当金	△9	為替換算調整勘定	△377
資産合計	554,667	退職給付に係る調整累計額	1,080
		純資産合計	488,545
		負債純資産合計	554,667

連結株主資本等変動計算書(自 2025年2月21日 至 2026年2月20日)

科目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年2月21日残高	17,086	18,673	461,664	△1,415	496,008
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△15,069		△15,069
親会社株主に帰属する当期純利益			44,460		44,460
自己株式の取得				△45,689	△45,689
自己株式の処分		19		20	40
株主資本以外の項目の					
連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	19	29,390	△45,669	△16,259
2026年2月20日残高	17,086	18,692	491,054	△47,084	479,749

連結損益計算書(自 2025年2月21日 至 2026年2月20日)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		700,034
売上原価		456,130
売上総利益		243,904
営業収入		1,350
営業総利益		245,254
販売費及び一般管理費		183,771
営業利益		61,483
営業外収益		
受取利息	1,083	
受取配当金	313	
包装資材売却益	185	
受取補償金	3	
為替差益	323	
その他	284	
営業外費用		2,193
整理済商品券回収損	1	
その他	3	
経常利益		63,672
特別損失		
固定資産除売却損	518	
減損損失	723	
災害による損失	15	
その他	5	
税金等調整前当期純利益		1,263
法人税、住民税及び事業税	18,123	62,409
法人税等調整額	△174	17,948
当期純利益		44,460
親会社株主に帰属する当期純利益		44,460

(単位:百万円)

その他の包括利益累計額					純資産合計
その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
5,435	—	△325	△141	4,968	500,976
					△15,069
					44,460
					△45,689
					40
2,631	26	△52	1,221	3,828	3,828
2,631	26	△52	1,221	3,828	△12,431
8,067	26	△377	1,080	8,796	488,545

計算書類

貸借対照表(2026年2月20日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	319,937	流動負債	55,877
現金及び預金	87,923	買掛金	25,308
売掛金	14,750	未払金	3,501
有価証券	153,183	未払費用	8,058
商品	59,944	未払法人税等	10,169
前払費用	1,041	預り金	423
1年内回収予定差入保証金	1,080	賞与引当金	3,829
その他	2,014	その他	4,585
固定資産	235,519	固定負債	10,886
有形固定資産	154,814	退職給付引当金	1,840
建物	88,280	定時社員退職功労引当金	1,403
構築物	6,068	役員退職慰労引当金	8
機械及び装置	447	執行役員退職慰労引当金	379
車輛及び運搬具	19	受入保証金	431
器具及び備品	1,945	資産除去債務	6,811
土地	55,040	その他	11
建設仮勘定	3,012	負債合計	66,763
無形固定資産	1,824	純資産の部	
借地権	1,024	株主資本	480,599
ソフトウェア	559	資本金	17,086
ソフトウェア仮勘定	240	資本剰余金	18,692
投資その他の資産	78,880	資本準備金	18,637
投資有価証券	55,677	その他資本剰余金	54
関係会社株式	0	利益剰余金	491,905
関係会社長期貸付金	4,762	利益準備金	1,005
長期前払費用	380	その他利益剰余金	490,899
繰延税金資産	4,197	圧縮記帳積立金	164
差入保証金	14,385	別途積立金	444,420
貸倒引当金	△523	繰越利益剰余金	46,315
その他	0	自己株式	△47,084
資産合計	555,457	評価・換算差額等	8,094
		その他有価証券評価差額金	8,067
		繰延ヘッジ損益	26
		純資産合計	488,693
		負債純資産合計	555,457

株主資本等変動計算書(自 2025年2月21日 至 2026年2月20日)

科目	株主資本									
	資本金	資本剰余金			資本剰余金合計	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金			圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年2月21日残高	17,086	18,637	35	18,673	1,005	164	417,420	43,949	462,539	
事業年度中の変動額										
積立金の取崩						△0		0	-	
積立金の積立							27,000	△27,000	-	
剰余金の配当								△15,069	△15,069	
当期純利益								44,434	44,434	
自己株式の取得										
自己株式の処分			19	19						
株主資本以外の項目の										
事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	19	19	-	△0	27,000	2,366	29,365	
2026年2月20日残高	17,086	18,637	54	18,692	1,005	164	444,420	46,315	491,905	

損益計算書(自 2025年2月21日 至 2026年2月20日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		689,702
売上原価		450,245
売上総利益		239,457
営業収入		1,436
営業総利益		240,893
販売費及び一般管理費		180,084
営業利益		60,808
営業外収益		
受取利息	163	
有価証券利息	1,025	
受取配当金	313	
包装資材売却益	185	
受取補償金	3	
為替差益	304	
貸倒引当金戻入額	552	
その他	281	2,829
営業外費用		
雑損失	3	3
経常利益		63,635
特別損失		
固定資産除売却損	517	
減損損失	723	
災害による損失	11	
その他	5	1,258
税引前当期純利益		62,376
法人税、住民税及び事業税	18,032	
法人税等調整額	△90	17,942
当期純利益		44,434

(単位:百万円)

株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
△1,415	496,883	5,435	—	5,435	502,319
	—				—
	—				—
	△15,069				△15,069
	44,434				44,434
△45,689	△45,689				△45,689
20	40				40
		2,631	26	2,658	2,658
△45,669	△16,284	2,631	26	2,658	△13,625
△47,084	480,599	8,067	26	8,094	488,693

■連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

株式会社 しまむら
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗 栖 孝 彰
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 清 水 俊 直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社しまむらの2025年2月21日から2026年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社しまむら及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

株式会社 し ま む ら
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 栖 孝 彰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 俊 直

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社しまむらの2025年2月21日から2026年2月20日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2025年2月21日から2026年2月20日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員及び従業員等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査室等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び、その附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び、その附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月26日

株式会社 し ま む ら 監査役会

常勤監査役 佐藤 政 明 ㊟
監査役 島村 裕 之 ㊟
社外監査役 堀之北 重 久 ㊟
社外監査役 高月 禎 一 ㊟

以上

しまむら  グループ

